

# 日本海員組合昭和七年度大會決議

(昭和七年五月七日、於日本海員組合本部講堂)

## 第一號議案 船内八時間労働制の確立に關する件

主 文  
吾等は人道並に經濟上より船内一日八時間労働制の確立を期す

理 由

一般陸上労働者に對する八時間労働制に關する條約案は、既に第一回國際労働總會に於いて採擇せられたが、陸上労働に比しその過激の度に於いて、その危険の度に於いて、同日の論にあらざる海上労働者に對して、未だ國際的にも將又國內的にも同制度が採擇實施せられざることは、實に社會の一大矛盾を言はなければならぬ。八時間労働制は一切の労働條件の基本的要素である。労働時間制の確立を度外視して、賃銀制度の確立もなく、定員制度の確立もあり得ない。實に吾々は労働生活の基本的要求として是が實現を期するものである。

實 行 方 法

一、本決議の趣旨に基づき法規の立案及制定を政府に要求すること  
二、右法規の制定されるまでは海事協同會の協議事項として各船内に於ける現情に照應して實際問題として是を獲得すること

## 第二號議案 船舶乗組員制度(船醫を含む)の確立に關する件

主 文

吾等は船内労働能率及人道上の見地より船醫を抱括する船舶乗組員制の確立を期す

理 由

日本資本主義没落の傾向に直面して、海上資本家群が先づその攻撃の鋒を向けたものは乗組員の減員であつた。さなきだに極度の減員によつて過重労働を負担せる海上労働者は、是がため今や將に各その危険に相次いで倒れんとする状態である。かくて何等の能率増進も、由來海上労働者は、洋上に乗船を見ざるがために、不測の傷病者に對して何等の適宜の措置を講ずることを得ざるは、實に重大なる社會問題といはざるを得ない。此故に吾等は、人道並に經濟上の見地より乗組員制の確立を緊要事なりと認めるものである。

實 行 方 法

一、海事協同會に本決議を提出して、現在乗組員を暫定的乗組員最少限度として認めしめ  
二、同會並關係政府當局をして、本決議に對應する定員制を確立せしむること

## 第三號議案 自主的労働組合法の制定及實施に關する件

主 文

吾人は労働者の團結權、團體協約權及罷業權を確認すべき労働組合法案の即時立案とその實施を期す

理 由

資本主義經濟組織の下に於いて、労働階級が支配階級に對抗する唯一の武器は團結であり、その組織力である。社會進化的の上を於いて不可避の現象たる階級間の抗争をして、テロリズムの慘禍より免れしむる唯一の途は、國家的權力により、労働者の團結を保護し、團體協約權並罷業權を保證すること以外には斷じて有り得ない。労働者の團結を法認する意志なき現政府が産業平和を説くは、右記せる觀點より見て近來のナンセンスである。此見地より吾等は從來政府案として發表せられたる一切の労働組合法案が、資本家的法案的範疇を一步も出でざることに於いて、是を絕對に排撃し、労働組合の原始的な要求として自主的労働組合法案の即時立案とその實施を期するものである。

實 行 方 法

一、關係政府當局にこの決議を提出しその實現を要求し  
二、各労働組合と共に共同運動を展開してその立案と實施とを要求すること

## 第四號議案 失業保險制度の制定及實施に關する件

主 文

吾等は資本主義經濟組織に於いて搾取の犠牲となれる失業労働者の生活を最低限度に保證するため失業保險制度の確立を期す

理 由

資本主義制度の根柢に對する深刻なる没落の動搖は、世界的恐慌の發展によつて表現せられる。この危機と不安より脱却せんがために、日本資本家群は廣汎に亘る産業合理化政策を強行し、是に因出して失業者は洪水の如く街頭に充ち溢れてゐる。内務省社會局調査にはる失業者は四十八萬五千二百九〇名(昭和七年二月一日現在)は思ふに實數の數分の二に出でざるべく、かくて彼等は永久的乃至半永久的失業の運命に放置せられ、姑息なる各種失業事業の如きは何等の生活保證ともなり得ない。翻つて海上を見るに、同志數千名は空しく職場より離れて失業の脅威を受け、組合員の相互扶助的精神の發露によつて、授産所事業に参加してゐるが、此の如きは極めて短期間的救済事業にすぎず、毫も社會生活の根本的保證をなすものではない。かくて、パンを求めて然も得ざる彼等の生活は極度に窮迫し、今や彼等は合理公正なる階級的運動に對して漸くその信を失ひ、敢然非合法運動に参加せんとする傾向を示してゐる。茲に、吾等は緊急に彼等の生活を保證する一方策として、政府並資本家の負擔による失業保險制度の制定を要求するものである。

實 行 方 法

一、關係政府當局に本決議を提出し  
二、各労働組合と共に大衆運動を展開してその立案と實施とを要求すること

## 第五號議案 普通船員居室其他の改善に關する件

主 文

吾等は船内生活を保護し労働能率を増進せしむるがために船内居室其他の改善を期す

理 由

吾等は現在組合が締結しつゝある各種條件に關する團體協約を、より有利に發展せしめるがために、船内能率の増進に不斷の努力を捧げてゐる。然し乍ら搾取に汲みたる海上資本家は、吾等の生活を改善する事によつて、その労働の原動力を削減し、むしる能率の増進に對して無意識的の妨害を試むるが如き矛盾を散らす。即ち何等の娯樂施設なく、何等の慰安施設なく、宛然狭小屋の如き船内居室は何を物語るか、又長途の航海にも拘らず、食料保存に堪へざる冷蔵設備は何を物語るか、吾等は緩慢なる死刑の執行にも似たるこの不衛生的營養不良の設備乃至待遇を團結の威力により停止せしめ、保健衛生の實を船内居室其他に於て保證せしめねばならぬ。